

新財源確保策（素案）について〔本編〕

1 はじめに

「失われた 20 年」とも言われる長期にわたる景気低迷や社会・経済構造の変化により、地方税収入が減少する一方、他の先進国に例を見ないスピードで進行する少子高齢化の急速な進展や地方分権等が進む中、市町村には、時代の変化に即した住民ニーズに対応しながら様々なサービスを提供していくことが求められています。

このような中、本町は、昭和 33 年以降、普通交付税不交付団体であり長期間にわたり財政力が高く裕福であるとされてきましたが、平成 8 年度以降、町税の著しい減収に伴い歳入が減少する一方、社会保障関係費や平成初期の公共施設整備に伴う公債費など歳出が増大し、危機的な財政状況に陥ったため、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置付けて以降、約 10 年間、行政サービスの低下を招かないよう、さまざまな工夫をしながら歳入の確保と歳出の削減に取り組んできました。

しかしながら、この間も町税の大幅な減収は続き、その対処として財政調整基金の取り崩し、臨時財政対策債や退職手当債の起債などあらゆる財源補てん策を講じてきましたが、その対応も限界にきていると共に、仮に町税の減収が続いても普通交付税の交付を受けることは、不可能な状況です。

そのため、今後行う来年度の予算編成においては、財源不足により行政サービスの著しい低下など住民生活に重大な支障を来たしかねない状況であり、また、この状況は、今後も続くことが見込まれるため、新たな財源確保の取組みが必要となったものです。

2 過去の財政状況と今後の財政見通し

(1) 財政の逼迫要因

①町税収入の著しい減少

長期にわたる景気低迷等に伴い、町の自主財源の 7 割を占める町税収入は平成 8 年度の 78.4 億円をピークに、平成 25 年度には 62.8 億円と 15.6 億円もの減収となっています。とりわけ地価の下落を背景として、町税の 7 割を占める固定資産税の減収の割合が目立ちます。

②社会保障関係費の増大

扶助費は全国的に障がい者福祉費などの増と、子育て施策の推進などにより増加傾向にあり、国や地方を問わず、社会保障給付の伸びが財政上の課題とされています。

本町の国民健康保険特別会計では、後期高齢者医療制度開始に伴い、加入者は減少傾向ですが、医療の高度化などから医療費は増加傾向にあることから、町の法定負担分の繰出金は増加が続いています。また、本町では、低所得者への保険料軽減等のため一部法定外の繰出金による補てんも行っております。さらに、後期高齢者医療特別会計（平成 20 年度～）と介護保険特別会計（平成 12 年度～）では、高齢者の増加に伴い、医療や介護に係る費用が増加することに比例するように、町の法定負担分となる繰出金も増加の一途を辿っています。

③サービス水準の向上・維持のための経費の増大

本町はこれまで、子育てなど町民ニーズに応じた施設整備事業や、町民サービス水準の向上や維持のために新たな事業にも取り組み、現在も継続して実施しております。このような本町が独自に実施するサービス以外にも、介護保険制度や後期高齢者医療制度などの新たな社会保険制度の導入や、地方分権改革の進展に伴い、町が行うべき事務量が增大しており、このことは事務費と共に人件費の大幅な削減ができない要因となっています。

④基金の枯渇

財政調整基金は、災害や経済事情の変動等によって財源が著しく不足する場合などに取崩すことによって年度間の財源を調整し、長期的視点から財政の健全な運営を図ることを目的としております。

本町は、過去の町税減収時においても普通交付税不交付団体であるため、普通交付税の交付を受けられませんでした。そのため主に財政調整基金を取り崩して財政運営をしてきましたが、平成27年度当初予算時の残高は2.6億円と、ほぼ底を着いた状態であり、災害などの不測の事態に対応することが困難な状況にあります。

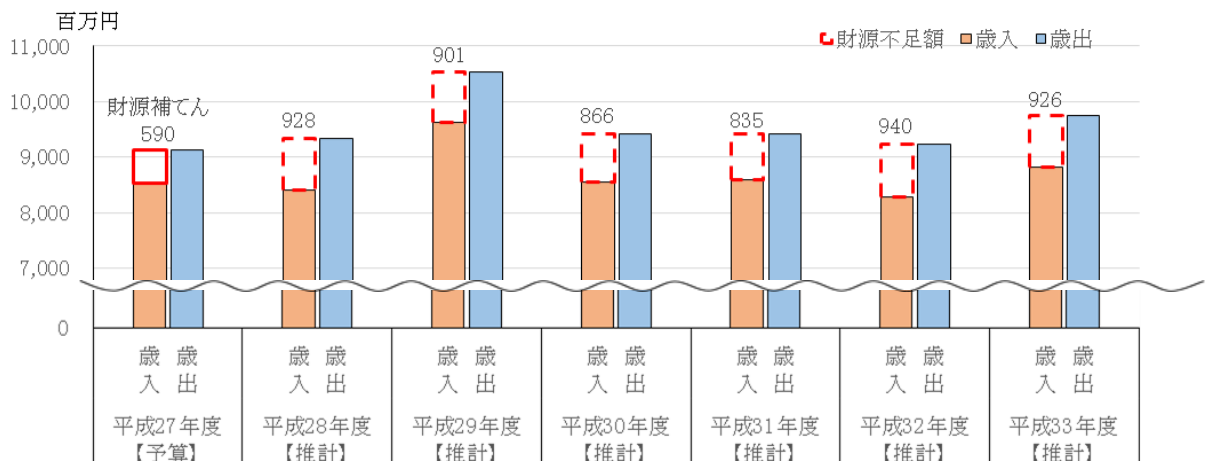
(2) 中期財政見通し

これまで述べてきた厳しい状況においても引き続き従前同様の行政サービスを提供すると共に持続可能で町民満足度の高い町政を推進するためには、将来を見据えた計画的な行財政運営が必要であるため、その検討の基礎資料として中期財政見通しを作成した結果、平成28年度から平成33年度の6年間で平均約9億円の財源不足が見込まれています。

中期財政見通し（総括） (単位：百万円、%)

区 分	年 度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		(予算)	(推計)	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率	(推計)	伸率
経常的収入 ①		7,803	7,131	▲ 8.6	7,121	▲ 0.1	7,155	0.5	7,190	0.5	7,190	0.0	7,302	1.6	
経常費 ②		6,101	6,171	1.1	6,163	▲ 0.1	6,118	▲ 0.7	6,134	0.3	6,260	2.1	6,245	▲ 0.2	
差引事業費一般財源充当額 ③=①-②		1,702	959	▲ 43.7	958	▲ 0.1	1,037	8.2	1,055	1.7	930	▲ 11.8	1,057	13.7	
事業費特定財源 ④		1,321	1,267	▲ 4.1	2,512	98.3	1,396	▲ 44.4	1,396	0.0	1,097	▲ 21.4	1,527	39.2	
事業費 ⑤		3,023	3,154	4.3	4,370	38.6	3,299	▲ 24.5	3,286	▲ 0.4	2,966	▲ 9.7	3,509	18.3	
歳入総額 ⑥=①+④		9,124	8,398	▲ 8.0	9,632	14.7	8,551	▲ 11.2	8,585	0.4	8,287	▲ 3.5	8,828	6.5	
歳出総額 ⑦=②+⑤		9,124	9,326	2.2	10,533	12.9	9,417	▲ 10.6	9,420	0.0	9,226	▲ 2.1	9,754	5.7	
財源不足額 ⑧=⑦-⑥		0	▲ 928	皆減	▲ 901	▲ 2.9	▲ 866	▲ 3.9	▲ 835	▲ 3.6	▲ 940	12.6	▲ 926	▲ 1.5	

中期財政見通し(平成28～33年度)



※詳細は、別冊「箱根町中期財政見通し(平成28～33年度)」参照

3 新財源確保の必要性

「中期財政見通し」において見込まれる毎年度9億円前後の財源不足の主な要因は、歳入面では、歳入の根幹である町税が、この20年間で15.6億円（約20%）減収しており、今後は下げ止まりを見込んでいるものの大幅な増収は見込まれないことにあります。歳出面では高齢化の進展等に伴う社会保障関係費や老朽化が進む公共施設の大規模改修などの投資的経費の増加が見込まれることにあります。

一方、平成15年度を「財政再建元年」と位置付け、平成16年度に策定した「財政再建プラン」、また、平成21年度に策定した「財政健全化プラン」の2つの計画に基づき、町財政の健全化を目指した取り組みを推進してきたことから歳入歳出の見直し余地は限られており、従来の歳入歳出の見直し手法による財源不足の解消は不可能な状況です。

さらに、町税収入が著しく減収しているにもかかわらず、財政力指数は1.4前後であるため、普通交付税の交付を受けられる状況ではなく、財政調整基金も枯渇した状況です。

これらの要因から、本町では、今後の財政運営が立ち行かなくなる状況であるため、新財源確保を検討する必要性が生じたものです。

(1) 新財源所要額の算出

①行財政アクションプランによる収支改善効果額

行財政改革アクションプランは、これまで取り組んできた「箱根町行政改革大綱」と「箱根町財政健全化プラン」を一つに統合し、平成27年度以降の行財政改革の推進を図るものです。

現在の策定状況は、これまで民間の有識者で構成する「箱根町行財政改革有識者会議」から助言、提言を受けながら策定作業を進め、8月14日～9月3日まで素案のパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて、9月中にプランの確定を行う予定です。

行財政改革アクションプランでは、消防職員の定数削減やレイクアリーナの運営見直し等により、中期財政推計期間中において約1.3億円/年の収支改善効果額を見込んでいます。

●行財政改革アクションプランによる収支改善効果額

単位：千円

		推進項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	合計	
方針1	5	使用料・手数料の見直し	—	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000	
	11	町ホームページバナー広告による収入確保	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,500	
	12	ふるさと納税の促進	10,000	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	97,500	
	16	未利用土地の売却促進	—	—	—	54,732	—	—	54,732	
	17	廃道・水路敷等の売却促進	0	0	0	0	0	0	0	
年度計〔歳入増加分〕			10,500	26,500	26,500	81,232	26,500	26,500	197,732	
方針2	19	総合保健福祉センター照明器具のLED化	397	541	602	602	602	602	3,346	
	21	長期継続契約制度の導入	—	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000	
	22	入湯税納期内納付事務取扱交付金の廃止	—	6,450	12,900	12,900	12,900	12,900	58,050	
	25	公用車の適正管理	—	—	—	4,400	4,400	4,400	13,200	
	27	レイクアリーナ箱根の運営見直し	—	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	150,000	
	31	消防職員の定数削減	40,040	43,256	51,264	51,264	51,264	51,264	288,352	
35	ワーク・ライフ・バランスの推進	812	1,218	1,624	2,030	2,030	2,030	9,744		
年度計〔歳出削減分〕			41,249	91,465	106,390	111,196	111,196	111,196	572,692	
方針3	37	定住化の促進〔歳入増加分〕	—	700	1,400	2,800	2,800	2,800	10,500	
年度計			51,749	118,665	134,290	195,228	140,496	140,496	780,924	
									6年間の平均	130,154

※詳細は、別冊「新財源確保策（素案）について〔資料編〕P14」参照

②行財政改革アクションプラン等を反映した「新財源所要額」

中期財政見通しの平成 28～33 年度の財源不足額約 9 億／年から行財政改革アクションプラン等の収支改善効果額約 1.5 億円／年を控除した 752 百万円／年を「新財源所要額」としました。

●新財源所要額の算出

単位：千円

項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	年平均
①中期財政見通しの財源不足額	927,557	900,611	866,836	834,522	939,716	925,696	899,156
②行財政改革アクションプランの収支改善効果額	51,749	118,665	134,290	195,228	140,496	140,496	130,154
③歳入歳出見直し調査の歳出削減額	16,568	16,484	16,568	16,484	16,568	16,484	16,526
④新財源所要額 (④=①-②-③)	859,240	765,462	715,978	622,810	782,652	768,716	752,476
							≒ 752 百万円

※詳細は、別冊「新財源確保策（素案）について〔資料編〕 P10」参照

(2) 新財源所要額の確保に向けて（評価結果）

新財源所要額の確保に向けて本町で考えられる補てん手法と、本町への適性について相対的に評価を実施した結果は、次のとおりです。

●新財源確保の主な手法

	主な手法		標準税率	本町の 現行税率	制限税率等	H25 決算額 (千円)	備考等
	課税客体	課税標準					
1) 個人町民税 (目定税)	個人	均等割	※3,500 円	←	なし	32,359	※H26～35 まで
		所得割	6.0%	←	※なし	692,140	※H10 制限税率廃止
2) 法人町民税 (普通税)	法人	均等割	5～300 万円	←	1.2 倍	195,558	
		所得割	※9.7%	←	※12.1%	119,146	※H26.10.1～の事業年度
3) 固定資産税 (普通税)	土地・家屋・ 償却資産	価格	1.4%	←	※なし	4,356,460	※H16 制限税率 (2.1%)廃止
4) 入湯税 (目的税)	入湯行為	入湯客数	150 円	※150 円 50 円	なし	687,204	※宿泊 150 円・日帰り 50 円
5) 都市計画税 (目的税)	土地・ 家屋	価格	—	—	0.3%	—	※本町未設定
6) 法定外税 (普通/目的税)			—	—	—	—	※本町未設定 総務大臣同意必要

●新財源確保手法の本町としての評価

区分	1) 個人町民税	2) 法人町民税	3) 固定資産税	4) 入湯税	5) 都市計画税	6) 法定外税
①用途自由度	◎	◎	◎	○	△	—※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	—※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	◎	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○

※1 町が各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い ○：ある程度適性がある △：適性が低い

※2 法定外普通税であれば用途自由、目的税であれば用途制限あり。

※3 法定外税は、熱海市の別荘所有税のような資産が課税対象であれば安定性は高い一方、東京都の宿泊税のような観光客対象であれば、入湯税と同様に安定性は低くなります。

※詳細は、別冊「新財源確保策（素案）について〔資料編〕P3,4」参照

4 新財源確保策

(1) 新財源所要額の確保策について

新財源所要額の確保にあたり、本町の主な税目の適正について評価した結果とともに、実際の導入にあたっての試算額と課題をもとに検討した結果、新財源所要額約 7.5 億円／年を確保するために考えられる手法は、次の 2 案が考えられます。

新財源確保案	導入手法	税率改正案	財源確保額
単独税目案	固定資産税超過課税の導入	0.28%(1.68%)	760 百万円
複数税目案	固定資産税超過課税の導入	0.22%(1.62%)	600 百万円
	日帰り入湯税の引上げ	50 円⇒150 円	156 百万円

(2) 新財源確保策の選定

2つの新財源確保策について、本町が導入すべきと考える案とその理由は、次のとおりです。

採用案	理 由
単独税目案	<ul style="list-style-type: none"> ・財源不足の主な要因が町税の著しい減収であり、次年度予算への速やかな対応が必要であること、さらに補てん財源の安定性や規模等から総合的に検討した結果、単独税目案の方が、財源不足を解消しつつ導入時間等の問題も解決できる。 ・複数税目案は、固定資産税超過課税に加えて日帰り入湯税を標準税率に引き上げるものであるが、入湯税の引上げには、用途の問題から増税額が限定されるとともに、観光客への課税となるため観光立町のイメージ上の問題や大涌谷の火山活性化の状況を踏まえると予定する歳入を確保できない恐れがある。

(3) 新財源確保策の概要（導入税目、税率、概算課税額、適用期限）

新財源所要額を確保するために単独税目案を採用した場合の税率等は、次のとおりです。

区 分	税率・課税額	備考
超過税率	0.28%	超過課税後の固定資産税の税率 1.68% ＝【目安】H27 年度の固定資産税の税額の 20%
概算課税額	760 百万円	土地・家屋・償却資産に 1.68%課税した場合の概算課税額
適用期間	6 年間	地方税法上「その財政上その他の必要があると認める場合には(=財政上の必要性のみならず、一定の政策目的を達成する場合も理由として認められる)」とされており、今回の超過課税は、財政上の理由によりやむを得ず課税するものであるため、一定期間(第 6 次総合計画前期基本計画の計画期間の最終年度)経過後に再検証することで理解を得ていくもの

5 新財源確保策の導入に当たって説明が必要な事項等

(1) 新財源確保の導入に向けて町民に対して説明が必要な事項

新財源確保策の導入に向けて、町民に対して説明が必要な事項を整理した結果は、次のとおりです。これらは、今後の取組みの中で着実に対応して行きます。

●導入に向けて町民に対しての説明が必要な事項

区 分	説明が必要な事項
①大涌谷の火山活性化による減収は、新財源確保の取組みとは分けて対応する	今回の新財源確保の取組みは、中期的な財源不足の解消が目的であるため、大涌谷の火山活性化の影響による減収は、考慮しない。 なお、大涌谷に係る歳入の減収額や期間は見通せないため、9月からリニューアルしたふるさと納税の積極的なPRによる税外収入の更なる確保や補助金や特別交付税などの財政支援を国・県に働きかけることで対応する。
②行財政改革の取組みの実施	新財源所要額は、財源不足額9億円／年から行財政改革アクションプランの歳入歳出効果額等約1.5億円／年を控除して7.5億円としている。 このため、行財政改革アクションプラン等に位置付けられた歳入歳出見直しを前提としており、不断の歳入確保・歳出削減の取組みの必要性を改めて説明する必要がある。
③人件費については町の取組みを特に説明する必要がある	4月以降実施した財政状況説明会や町民アンケートにおいて、人件費削減の取組みへの意見を多数いただいたため、これまでの人件費削減の取組みとともに今後の削減の内容について、改めて説明していく。

(2) 新財源確保策の導入後の課題

また、新財源確保策の導入後における課題を整理した結果は、次のとおりです。これらについても今後の取組みの中で詳細を検討するとともに着実に対応していきます。

●導入後の課題

区 分	課 題	今後の対応
①財政状況の周知	<ul style="list-style-type: none"> 今回の新財源確保の取組みは、財源不足の補てんを目的とするものであるため、町民に対しこれまで以上に財政状況を説明する必要がある 特に新財源確保策の導入による財政への効果については、毎年度、検証し周知を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の新財源確保の取組みにあたっては、町の家計簿の作成や中期財政見通しを用いた町民説明会や町HPへの掲載など新たな取組みを実施しているため、これらを参考に来年度以降も引き続き、町民等への周知を十分行うこととする

<p>②行財政改革アクションプラン・公共施設の見直しの着実な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保は、行財政改革アクションプラン等の収支改善効果額を前提に所要額を算出しており、また、6年間の期限を設けているため、個別の推進項目を計画的かつ着実に推進する必要がある。 ・公共施設の見直しについては、今後策定する公共施設再編計画の結果を適切に反映する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進項目の取組状況は、毎年度、調査を実施し進捗を管理するとともに、計画期間の中間年度にプランの見直しを行う予定であり、その際に検証を実施することで着実な推進を図る。 ・公共施設の見直しは、平成27年6月に「公共施設マネジメント基本方針」を策定し今後約40年間で公共施設の延床面積の3割削減を目標とした。これを受けて公共施設再編計画を策定中であり、策定後、内容の反映を行うものとする。
<p>③第6次総合計画の推進に係る実施事業と財源の調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保の期間は、第6次総合計画前期基本計画の最終年度にあわせ平成33年度までの6年間としている。 ・現状では、新たな財源確保が先行していることから、次期総合計画の実施計画が策定できた段階で再度、財源不足額の算定が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次総合計画の実施計画策定後、中期財政見通しの改定（主に事業費の更新）を行い、行財政改革アクションプランの進捗状況等も勘案して財源不足額の再算定を行うものとする。
<p>④徴収体制の強化や課税体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者に対して、税の公平性を確保するために、滞納者に対する徴収体制のさらなる強化や、課税体制の充実（未申告者指導や、不申告者に対する過料等の罰則の措置、賦課業務の充実等）を行い、納税者の不公平感をなくす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の推奨、納税者との折衝、滞納処分の強化に取り組むとともに、償却資産の課税客体を把握するため、国県OB職員を採用し、調査を実施する。
<p>⑤使用料・手数料改定の着実な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新財源確保策と共に必要な使用料・手数料の見直しは、着実にを行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、中期財政見通しにおいて料金改定予定とした使用料、手数料の見直しとともに、行財政改革アクションプランにおいて「手数料・使用料の見直し方針」を策定し、その方針をもとに定期的な見直しを実施すると位置付けているため、これらを着実に実施する。

<p>⑥下水道受益者負担金の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道受益者負担金は、負担を求めがたい経過があり、今日に至っている。現状では条例違反となってしまうことから「都市計画税」の導入等に併せ「箱根都市計画下水道受益者負担に関する条例」は、廃止する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年2月に第1号公共下水道の都市計画決定を行い、受益者負担金を徴収する目的で条例を制定し昭和48年6月に施行されたが処理場用地問題が長引き受益者負担金適用ができない中、県が整備していた特定環境保全下水道が町に移管され、第2号公共下水道と名称変更し、昭和60年に供用開始された。その際、分担金条例も定めず受益者負担金適用ができなかったことから、第1号公共下水道の供用開始時も公平性の観点から見送られたため、第3号公共下水道にも受益者負担を課すのは困難であり、機会を捉えて条例の廃止を行う。
<p>⑦固定資産税の国際観光ホテル整備法に基づく不均一課税の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の不均一課税は、条例に基づき市町村の判断で行われるものであるが、通常、不均一課税を導入する場合でも、公平性の原則から永久的又は長期的な課税免除は適当でないとされている（昭和26年4月16日付地財委税第823号の2）。 ・本町の場合、「第1年度0.7/100、第2年度0.84/100、第3年度0.98/100、第4年度1.12/100、第5年度1.26/100」と変動しているが、軽減措置の期間は設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の不均一課税については課題はあるものの、制度自体は存続すべきものであるため、新たな財源確保とは別に見直しを行う。 ・具体的には、軽減期間5年とし、6年目以降は標準税率1.4/100を適用していく条例改正を平成28年度に実施することで、対象の旅館・ホテル等への説明・理解を求めていく。（現時点で適用を受けている施設は、経過措置を3年間とするもの）
<p>⑧入湯税納期内納入事務取扱交付金の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者に対する入湯税納期内納入事務取扱交付金は、地方税法上規定がないことなどにより、早期に是正する必要がある。 ・「新たな財源確保」の導入をきっかけに、廃止を行い、併せて目的税の趣旨について改めて理解を得る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本交付金については、平成22年3月議会において近い将来、廃止の方向で検討という方針を示している。 ・平成28年度に関係業界と調整を行ったうえで、平成29年6月に支出する平成28年度後期分を最後に廃止する。